

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **吉田町** (都道府県: **静岡県**)  
 本事業の担当部局名 **企画課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	吉田町新婚生活応援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	平成 29 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	5,400,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通                  結婚から妊娠・出産・子育てまでの各ステージで切れ目のない支援を行っているが、婚姻数や婚姻率が過去に比べ経年的に低下傾向にある。アンケート調査で、特に若い世代が経済的不安を抱え、うまく将来設計を組み立てられないことが主な要因で、婚姻数や婚姻率の低下に繋がっていると分析している。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)                  &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt;※全事業共通                  新生活応援事業についてのアンケート調査の結果、結婚にあたっての経済的不安を抱えた方が大半であることがわかったため、結婚に踏み切ることができない層に対して継続的に補助を行う。また、継続的にアンケート調査等を実施し、次年度以降も効果的な事業が実施できるよう留意する。</p> <p>&lt;本個別事業の位置付け&gt;                  当町では、令和2年度に策定した「第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることを目標に掲げ、①出会いの場の提供による結婚気運の醸成、②結婚生活の経済的負担の軽減、③子育て世代の包括的支援、④妊娠・出産支援等を実施し、結婚から妊娠・出産・子育てまでの各ステージで切れ目のない支援を実現できるような施策を展開する。本事業は上記取組の②に位置付けられ、各取組をつなぐ役割を担うことから、住民が「切れ目のない支援」を実感するための重要な施策である。</p>		
個別事業の内容	<b>1. 概要</b>		
	<b>【補助対象要件】</b>		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	<b>【補助上限額】</b>		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
<b>【対象費目】</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
<b>【継続補助】</b>			
継続補助規定の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span>			
※(注)3 <b>【その他独自要件】</b>			
夫婦の双方が町に納付すべき税金又は料金等を現に滞納していないこと。			

2. 申請見込

①新規世帯見込

11	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	5 世帯
その他	6 世帯

②継続世帯見込

1	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

29歳以下:5件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)=3,000千円…①  
 39歳以下:6件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)=1,800千円…②  
 ①+②=4,800千円  
 ・5件については、平成29年度～令和4年度までの当事業における29歳以下の支給実績割合を引用。  
 ・6件については、平成29年度～令和4年度までの当事業における30歳以上39歳以下の支給実績割合を引用。

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施中	
申請世帯数見込	11 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	10 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	5 世帯 × 600,000 円 =	3,000,000 円	
(その他)	6 世帯 × 300,000 円 =	1,800,000 円	
	(継続補助)	600,000 円	
	合計	5,400,000 円	

<積算>	左記上限額のとおり
------	-----------

3. 広報の実施予定

- ・HP、広報誌への掲載
- ・戸籍担当窓口で婚姻届提出時にチラシを配布

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		母子健康手帳の交付数	件	190 (R7)	166 (R4)
	合計特殊出生率	%	2.07 (R7)	1.57 (R2)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.57 (H25～H29厚生労働省：R2公表値)	
	婚姻件数		件	96 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
	婚姻率			3.6 (R3静岡県人口動態統計：R5公表値)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	90	80
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	90	80
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	静岡県の公共施設等でのチラシの配布を行う。 戸籍担当窓口で婚姻届提出時にチラシを配布。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内及び近隣市町の不動産業者や建築業者にチラシの配布を協力いただき、より広く本事業を周知する。				

(注)  
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。  
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。  
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題  
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け  
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)  
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。  
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。  
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。  
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。  
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。